

社会全体で子育て応援(いい育児の日・子育て川柳) 業務委託仕様書(案)

第1 委託業務名

社会全体で子育て応援(いい育児の日・子育て川柳)業務

第2 業務の目的

長野県及び長野県将来世代応援県民会議(以下、「県民会議」という。)では、「家庭や家族を大切にするライフスタイル」や「子どもの成長と子育てを社会全体で応援する機運」の醸成を図るため、平成29年より、毎年11月19日を「いい育児の日」として普及啓発に取り組んでいる。「いい育児の日」や「子育て川柳」の実施、子育て家庭を対象としたイベント等を様々な主体と連携して行うことを通じて、子育てに対する「負担感」を軽減し、社会全体で子育てを応援するような環境づくりに寄与すること。

第3 委託期間

契約を締結した日から令和8年2月27日(金)までの間とする。

第4 委託業務の内容

本業務の委託内容は、以下のとおりとする。

なお、業務の一部を再委託することで、効果の飛躍的な向上が見込める場合は、業務の一部を再委託することが可能であるが、その際はあらかじめ県民会議の承諾を得ること。また、業務の実施にあたっては、県民会議と協議のうえを進めること。

1 「いい育児の日」の認知度向上

メディアやSNS等を活用し「いい育児の日」の趣旨を継続してPRすることで、家庭や家族を大切にするライフスタイルや子供の成長と子育てを社会全体で応援する機運を醸成し、子育てに係る精神的負担の軽減を図る。

(1) 子育て雑誌やその他のメディアを活用した「いい育児の日」のPR(※1)

(2) 「いい育児の日」のTwitter及びFacebook等を活用した様々な子育て情報の定期発信

(※1)「いい育児の日」のロゴマークの活用は必須

2 「子育て川柳」の実施

結婚・妊娠・出産・子育てのエピソードに関する「子育て川柳」を募集・PRすることで、子育ての大変さや、その中にある楽しさを誰もが面白おかしく発信できる機運を醸成し、子育てに係る精神的負担の軽減を図る。

(1) 協賛企業募集

・ながの子育て応援企業同盟参加企業などを対象に、協賛企業を募集(目標10社程度とし上限20社)すること。

(2) 作品募集・PR

・7月及び8月中における、子育て情報誌等のメディアを活用した作品募集に関する幅広いPR(※2)を行うこと。

・受賞作品の公表(概ね11月)後から12月末までに期間中において、子育て情報誌等のメディアを活用し大賞作品・受賞作品に関するPRを行うこと。(※2)

(3) 受賞作品の選定等

【協賛企業賞作品】

(1)で募集した協賛企業と共同し、各協賛企業賞（受賞作品）を決定すること。

【大賞作品】

・大賞作品は、将来世代応援県民会議 結婚・子育て支援部会（以下、「部会」という。）において選定し、将来世代応援県民会議 理事会（以下、「理事会」という。）において決定するが、下記手順によって選定を行うものとする。

○ゼロ次選定

応募作品数が多数に上ることから、受託者において100作品程度に絞り込みを行い、一次選定へ進む作品の選定を行うこと。

○一次選定

部会において作品の選定を行う。

○二次選定・最終決定

部会、理事会により決定

※応募数に応じて、県民会議と協議の上選定を進めること。

・大賞、受賞作品の作成者に対する表彰状の作成及び受賞作品の作成者に対する協賛企業から提供される商品の送付、大賞作品の作成者に対する賞金（3万円）の納付を行うこと。

(※2) 協賛企業の企業ロゴマークの活用は必須。

作品募集期間が短期間とならないように十分な期間を設けること。

3 その他子育てに温かな社会機運の醸成を目的とした企画（独自提案）

社会全体で子育てを応援する機運の醸成のため、子育て家庭、これから子育てを行う方を対象に、親子で楽しめるイベント等の企画を提案すること。

（例：スペシャルゲストの起用など）

第5 業務完了報告書等の提出

委託業務完了後10日以内、又は令和8年2月27日のいずれか早い日までに社会全体で子育て応援業務完了報告書（委託契約書様式第1号）及び第6に定める成果品を県民会議に提出すること。

第6 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

(1) 業務報告書には最低限以下を記載・添付すること。

- ・「いい育児の日」のPRに関する広報物、SNS等でのリーチ数やエンゲージメント数
- ・子育て川柳に係る広報物、各種グラフ、応募・受賞作品一覧、賞品・賞状一覧

(2) 業務の実施に要した経費の内訳書

(3) その他、成果品として認められるもの

第7 個人情報の取り扱い

本委託業務においては個人情報を取り扱うため、受託者は、委託契約書別紙の「個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに、個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。

第8 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。また、本委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。このことについては、委託業務終了後であっても同様とする。

受託者の責めに帰す情報漏えいが発生した場合、それによる損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理しなければならない。

受託者の雇用人が、異動、退職等により本委託事業を離れる場合についても、受託者はその者に対して取得した情報を秘匿させなければならない。

また、再（々）委託先においても、受託者と同等の守秘義務を負うものとする。

第9 その他

- (1) 前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず、減額する場合があります。
- (2) 受託期間中は、受託業務全般を把握している担当者を置き、県民会議との連絡調整を行なうこと。
- (3) 受託業務の実施に当たっては、長野県庁等において打合せを行うこと。
- (4) 制作物は他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- (5) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ県民会議と協議のうえ、承認を得なければならない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、県民会議と受託者が協議して決定する。